

『鴨川市こども計画（案）』についての意見を募集します。

【計画案について】

本計画は、第2期鴨川市子ども・子育て支援事業計画の計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、県の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」（※）の実現につながるよう、市の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的とするものです。

現行計画をベースに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」を加え一体的に策定します。

また、鴨川市総合計画を上位計画とし、鴨川市健康福祉推進計画、鴨川市教育振興計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」のこと。

【意見を提出することができる方】

- 1 市内に在住、在勤又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

【公表するもの】

- 1 鴨川市こども計画（案）
- 2 鴨川市こども計画（案）の概要

【案などの公表】

- 1 ふれあいセンター内 市民福祉部子ども支援課で閲覧できます。
- 2 鴨川市役所1階 市政情報コーナーで閲覧できます。
- 3 市のホームページで閲覧できます。

【意見募集期間】

令和7年2月4日（火）から令和7年3月5日（水）まで

【意見の提出方法】

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。様式は任意です。

- ① 窓口への文書の提出
ふれあいセンター内 市民福祉部子ども支援課へ提出してください。
- ② 郵便での提出
〒296-0033 鴨川市八色 887 番地 1 鴨川市市民福祉部子ども支援課宛て送付してください。
（最終日の消印まで有効）
- ③ ファクシミリでの提出
FAX 番号：04-7093-7115 に送信してください。
- ④ 電子メール
アドレス iken001@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。
- ⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム）
アドレス <https://logoform.jp/form/WzTS/890545> にアクセスし、回答してください。

[実施担当課／問合せ先]

鳴川市市民福祉部子ども支援課 電話番号 04-7093-7113

[ご注意とお願い]

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。(ただし、個人情報などは公表しません。)
- 2 電話によるご意見の受付や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。